『群馬県周遊セットプラン』利用約款　改定前	『群馬県周遊セットプラン』利用約款　改定前
2024年9月24日　制定	2024年9月24日　制定 2025年8月19日　改定
（通則） 第１条 本約款は、東日本高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する『群馬県周遊セットプラン』とドラぷらの旅の旅行商品（以下「旅行商品」といいます。）を合わせて利用する場合の、高速道路の利用にかかる部分（以下「本商品」といいます。）について適用します。	（通則） 第１条 本約款は、東日本高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する『群馬県周遊セットプラン』とドラぷらの旅の旅行商品（以下「旅行商品」といいます。）又は当社ホームページに定める宿泊施設・観光施設等の商品（以下「対象商品」といいます。）を合わせて利用する場合の、高速道路の利用にかかる部分（以下「本商品」といいます。）について適用します。
第２条～第４条　省略（変更なし）	第２条～第４条　省略（変更なし）
（実施期間等） 第５条 　本商品の実施期間は、2024年10月1日（火）から当社が別途定める日までのうち、旅行商品又は対象商品の販売期間によるものとします。 ２　本商品の利用期間は、前項の実施期間のうち、事前に申込みした利用開始日を含め連続する最大２日間（利用開始日の０時から利用最終日の24時まで。ただし、利用開始日当日に申し込みをされた場合、申し込み手続きが完了した時点から利用最終日の24時まで）とします。 ただし、次の各号に定める期間に該当する日を含んだ利用可能期間に含むお申込みはできません。 一 当社が別途指定した日（当該日が決まり次第、本商品のホームページにてお知らせします。） ３　各通行にかかる通行日の判定は、入口料金所または出口料金所の通行日時によるものとします。ただし、本線料金所が設置されているIC（関越自動車道 新座本線料金所、東北自動車道 浦和本線料金所、常磐自動車道 三郷本線料金所）では、本線料金所の通行日時をもって判定します。 ４　旅行商品又は対象商品のご利用が確認できない場合、本商品は利用できません。	（実施期間等） 第５条 　本商品の実施期間は、2025年8月26日（火）から当社が別途定める日までのうち、旅行商品又は対象商品の販売期間によるものとします。 ２　本商品の利用期間は、前項の実施期間のうち、事前に申込みした利用開始日を含め連続する最大２日間（利用開始日の０時から利用最終日の24時まで。ただし、利用開始日当日に申し込みをされた場合、申し込み手続きが完了した時点から利用最終日の24時まで）とします。 ただし、次の各号に定める期間に該当する日を含んだ利用可能期間に含むお申込みはできません。 一 当社が別途指定した日（当該日が決まり次第、本商品のホームページにてお知らせします。） ３　各通行にかかる通行日の判定は、入口料金所または出口料金所の通行日時によるものとします。ただし、本線料金所が設置されているIC（関越自動車道 新座本線料金所、東北自動車道 浦和本線料金所、常磐自動車道 三郷本線料金所）では、本線料金所の通行日時をもって判定します。 ４　旅行商品又は対象商品のご利用が確認できない場合、本商品は利用できません。
（申込方法等） 第６条 本商品は、旅行商品と合わせて利用する場合のみ利用することができます。なお、本商品の申込み以前の通行は本商品の適用を受けません。 ２　旅行商品の申込みと合わせて、本商品を利用する場合は、本約款に定める事項を承諾のうえ、当社旅行ホームページ内のドラぷらの旅記載の申込締切日までに申込みください。なお、本商品申込みの際は、利用開始日、車種、申込者氏名、お住まいの都道府県、電子メールアドレス、連絡先電話番号、ETC カード番号及び ETC カードの有効期限（以下「登録内容」といいます。）のほかドラぷらの旅のホームページで求める事項を登録してください ４　当社は、申込みされた内容を正常に確認し、受付手続きが完了したときには、登録内容を確認したことを知らせる電子メールを申込者へ送信するものとし、申込者の受信状況にかかわらず、当該電子メール送信時をもって同条第２項及び第３項の申込内容を有効とします。 ５　申込時に登録された ETC カード（以下「登録ＥＴＣカード」といいます。）の利用可否は発行カード会社または六会社の定めによるため、本商品の申込受付が完了したことをもって、申込時の登録 ETC カードが高速道路を利用できることを保証するものではありません。 ６　当社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が発行する ETC コーポレートカードでは本商品に申し込みできません。 ７　本商品は、本条各項の規定にかかわらず第 12 条の規定に該当したときは、本商品の適用対象外若しくは本商品の申込みを無効とし、第８条第２項に定める通行に該当する場合であっても、当社は、通常の料金（ETC 時間帯割引が適用される場合、ETC 時間帯割引適用後の料金。以下同じ。）の支払いを受けます。 ８　当社が実施する他の企画割引と利用日が同一日の申込みはお控えください。同一日の申込みをした場合は、第 13 条第２項に定める解約を行ってください。解約を行わない場合は、お客さまが意図しない企画割引が適用される場合や、いずれの割引も適用されない場合があります。その場合、当社における料金修正等は、一切行いません。	（申込方法等） 第６条 本商品は、旅行商品又は対象商品と合わせて利用する場合のみ利用することができます。なお、本商品の申込み以前の通行は本商品の適用を受けません。 ２　旅行商品の申込みと合わせて、本商品を利用する場合は、本約款に定める事項を承諾のうえ、当社旅行ホームページ内のドラぷらの旅記載の申込締切日までに申込みください。なお、本商品申込みの際は、利用開始日、車種、申込者氏名、お住まいの都道府県、電子メールアドレス、連絡先電話番号、ETCカード番号及びETCカードの有効期限（以下「登録内容」といいます。）のほかドラぷらの旅のホームページで求める事項を登録してください。 ３　対象商品の申込みと合わせて、本商品を利用する場合は、事前に販売を行う事業者（以下「事業者」という。）ホームページ等から、対象商品を予約ください。また、対象商品の予約とは別に、本約款に定める事項を承諾のうえ、利用開始までに本商品のホームページにて本商品を申込みください。なお、本商品申込みの際は、登録内容のほか対象商品の施設名、施設利用日等（以下、「対象施設利用情報等」）を登録してください。 ４　本商品の申込みにおいて、申込みできる件数は、旅行商品及び対象商品の予約1件につき1件（1台）とします。対象商品のご利用できる件数は、対象商品によるものとし、そのご利用可能件数については、本商品のホームページに定めるものとします。 ５　当社は、申込みされた内容を正常に確認し、受付手続きが完了したときには、登録内容を確認したことを知らせる電子メールを申込者へ送信するものとし、申込者の受信状況にかかわらず、当該電子メール送信時をもって同条第2項及び第3項の申込内容を有効とします。 ６　申込時に登録されたETCカード（以下「登録ＥＴＣカード」といいます。）の利用可否は発行カード会社または六会社の定めによるため、本商品の申込受付が完了したことをもって、申込時の登録ETCカードが高速道路を利用できることを保証するものではありません。 ７　当社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が発行するETCコーポレートカードでは本商品に申し込みできません。 ８　本商品は、本条各項の規定にかかわらず第12条の規定に該当したときは、本商品の適用対象外又は本商品の申込みを無効とし、第8条第2項に定める通行に該当する場合であっても、当社は、通常の料金（ETC時間帯割引が適用される場合、ETC時間帯割引適用後の料金。以下同じ。）の支払いを受けます。 ９　当社が実施する他の企画割引と利用日が同一日の申込みはお控えください。同一日の申込みをした場合は、第13条第2項に定める解約を行ってください。解約を行わない場合は、お客さまが意図しない企画割引が適用される場合や、いずれの割引も適用されない場合があります。その場合、当社における料金修正等は、一切行いません。
第７条　省略（変更なし）	第７条　省略（変更なし）
（利用方法） 第８条 本商品の利用は、申込時に登録した利用期間内に、次の各項に示す方法でご利用ください。 ２　申込時に登録した利用期間内に、別表1に定める区間の通行にご利用ください（回数制限なし）。 ただし利用開始の判定は、本商品の対象となる通行のうち、利用開始日の0時（ただし、利用開始日当日に申込の場合は申し込み手続き完了時）以降の最初の通行によるものとします。 ３　高速道路の通行止めにより途中のIC等で退出を余儀なくされた場合には、当社の指定するIC等から退出し、進行方向に向かって通行止め区間より先のIC等（通行止め解除後は当該通行止め区間のICを含む）から高速道路へ進入してください。 ４　本商品を利用する場合は、申込時に登録した車種（以下「登録車種」といいます。）に属する自動車１台で通行してください。登録車種より下位の車種で通行した場合は、当社は登録車種にかかる本商品の料金の支払いを受けます。 ５　料金所においては、登録 ETC カードを ETC 車載器に挿入し、ETC レーンを ETC 無線通信により通行してください。 ６　入口料金所の ETC レーンが点検等により閉鎖され通行できない場合は、一般レーンもしくは混在レーンまたはサポートレーンで通行券を取り、出口料金所においては、一般レーンもしくは混在レーンまたはサポートレーンの料金所係員に登録 ETC カードと入口通行券をお渡しください。出口料金所の ETC レーンが点検等により閉鎖され通行できない場合は、一般レーンもしくは混在レーンまたはサポートレーンの料金所係員に登録 ETC カードをお渡しください。いずれの場合も本商品が適用されます。なお、一般レーンもしくは混在レーンまたはサポートレーンに料金精算機が設置されている料金所では、料金精算機による出口精算となりますので、利用方法が分からない場合は係員呼び出しボタンを押し係員の指示に従ってください。	（利用方法） 第８条 本商品の利用は、申込時に登録した利用期間内に、次の各項に示す方法でご利用ください。 ２　申込時に登録した利用期間内に、別表1に定める区間の通行にご利用ください（回数制限なし）。 ただし利用開始の判定は、本商品の対象となる通行のうち、利用開始日の0時（ただし、利用開始日当日に申込の場合は申し込み手続き完了時）以降の最初の通行によるものとします。 ３　高速道路の通行止めにより途中のIC等で退出を余儀なくされた場合には、当社の指定するIC等から退出し、進行方向に向かって通行止め区間より先のIC等（通行止め解除後は当該通行止め区間のICを含む）から高速道路へ進入してください。 ４　本商品を利用する場合は、申込時に登録した車種（以下「登録車種」といいます。）に属する自動車１台で通行してください。登録車種より下位の車種で通行した場合は、当社は登録車種にかかる本商品の料金の支払いを受けます。 ５　料金所においては、登録 ETC カードを ETC 車載器に挿入し、ETC レーンを ETC 無線通信により通行してください。 ６　入口料金所の ETC レーンが点検等により閉鎖され通行できない場合は、一般レーンもしくは混在レーンまたはサポートレーンで通行券を取り、出口料金所においては、一般レーンもしくは混在レーンまたはサポートレーンの料金所係員に登録 ETC カードと入口通行券をお渡しください。出口料金所の ETC レーンが点検等により閉鎖され通行できない場合は、一般レーンもしくは混在レーンまたはサポートレーンの料金所係員に登録 ETC カードをお渡しください。いずれの場合も本商品が適用されます。なお、一般レーンもしくは混在レーンまたはサポートレーンに料金精算機が設置されている料金所では、料金精算機による出口精算となりますので、利用方法が分からない場合は係員呼び出しボタンを押し係員の指示に従ってください。 ７　対象商品を利用する場合は、ホームページに定める方法でご利用ください。
第９条～第１０条　省略（変更なし）	第９条～第１０条　省略（変更なし）
（ETC マイレージサービスの特別ポイントの付与） 第１１条 2024 年 10 月 1 日（火）から 2025 年 3 月 31 日（月）までのうち、旅行商品もしくは対象商品の販売期間における、月曜日から金曜日までの間の平日のみを利用期間として申込み、第８条第２項に定める通行を行った場合、ETC マイレージサービスの特別ポイントを、本商品の料金の額 10 円毎に 1.5 ポイント付与するものとします。 ２　前項に定める特別ポイントは、本商品の利用のあった月の翌々月 20 日までに付与します。	（ETC マイレージサービスの特別ポイントの付与） 第１１条 2024 年 10 月 1 日（火）から 当社が別途定める日までの期間における、旅行商品もしくは対象商品の販売期間における、月曜日から金曜日までの間の平日のみを利用期間として申込み、第８条第２項に定める通行を行った場合、ETC マイレージサービスの特別ポイントを、本商品の料金の額 10 円毎に 1.5 ポイント付与するものとします。 ２　前項に定める特別ポイントは、本商品の利用のあった月の翌々月 20 日までに付与します。
（適用対象外及び無効） 第１２条 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の適用対象外とし、その通行にかかる通常の料金の支払いを受けます。 一　本商品の利用時に無効なETCカードが登録されているとき 二　申込みの際の登録内容に誤りがあるとき 三　登録ETCカードの名義が本商品の申込者又はその家族等でないとき。ETCカードの名義が法人名義の場合は、本商品の申込者がその法人又はその法人の社員でないとき 四　登録ETCカード以外のETCカードを使用したとき 五　登録車種より上位の車種で通行した時 六　本商品が最初に適用された通行の自動車と異なる自動車で通行したとき 七　入口料金所、出口料金所とも登録した利用期間以外の日に通行したとき 八　入口料金所を利用期間内に通行し、利用期間最終日の翌々日までに出口料金所を通行しなかったとき 九　第8条第2項に定める通行以外の通行をしたとき。ただし、周遊エリア内外のＩＣ相互間を通行した場合、周遊エリア内にあたる部分と周遊エリア外にあたる部分で走行を分割し、前者は本商品の適用対象となり、後者は通常の料金の支払いを受けます（ETC 時間帯割引にかかる入口時間、出口時間の判定は分割前の入口時間、出口時間となります。）。この時周遊エリア外となる起点がジャンクションである場合は、周遊エリアに直近のＩＣ（ただし、スマートＩＣを除く）から分割するものとします。また、入口ＩＣ、出口ＩＣともに周遊エリア外のときは、周遊エリアを通過した場合であっても当該走行の全区間が本商品の適用外となります。 ２　各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込みを無効とし、当社は、利用期間の全ての通行について通常の料金の支払いを受けます。また、当社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合には、当社は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第26条の規定により、通常料金のほか割増金の支払いを受けます。 　一　旅行商品の予約が取り消されていたとき 　二　登録ETCカードの名義が本商品の申込者又はその家族等でないとき。ETCカードの名義が法人名義の場合は、本商品の申込者がその法人又はその法人の社員でないとき 三　セットアップされたETC車載器を自動車に取り付けず通行したとき 四　前二号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本商品を利用したとき	（適用対象外及び無効） 第１２条 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の適用対象外とし、その通行にかかる通常の料金の支払いを受けます。 一　本商品の利用時に無効なETCカードが登録されているとき 二　申込みの際の登録内容に誤りがあるとき 三　登録ETCカードの名義が本商品の申込者又はその家族等でないとき。ETCカードの名義が法人名義の場合は、本商品の申込者がその法人又はその法人の社員でないとき 四　登録ETCカード以外のETCカードを使用したとき 五　登録車種より上位の車種で通行した時 六　本商品が最初に適用された通行の自動車と異なる自動車で通行したとき 七　入口料金所、出口料金所とも登録した利用期間以外の日に通行したとき 八　入口料金所を利用期間内に通行し、利用期間最終日の翌々日までに出口料金所を通行しなかったとき 九　第8条第2項に定める通行以外の通行をしたとき。ただし、周遊エリア内外のＩＣ相互間を通行した場合、周遊エリア内にあたる部分と周遊エリア外にあたる部分で走行を分割し、前者は本商品の適用対象となり、後者は通常の料金の支払いを受けます（ETC 時間帯割引にかかる入口時間、出口時間の判定は分割前の入口時間、出口時間となります。）。この時周遊エリア外となる起点がジャンクションである場合は、周遊エリアに直近のＩＣ（ただし、スマートＩＣを除く）から分割するものとします。また、入口ＩＣ、出口ＩＣともに周遊エリア外のときは、周遊エリアを通過した場合であっても当該走行の全区間が本商品の適用外となります。 ２　各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込みを無効とし、当社は、利用期間の全ての通行について通常の料金の支払いを受けます。また、当社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合には、当社は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第26条の規定により、通常料金のほか割増金の支払いを受けます。 　一　旅行商品の予約が取り消されていたとき 　二　本商品申込時に登録した利用期間内に対象商品を利用していることが確認できないとき 　三　登録ETCカードの名義が本商品の申込者又はその家族等でないとき。ETCカードの名義が法人名義の場合は、本商品の申込者がその法人又はその法人の社員でないとき 　四　セットアップされたETC車載器を自動車に取り付けず通行したとき 　五　前二号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本商品を利用したとき
第１３条～第１６条　省略（変更なし）	第１３条～第１６条　省略（変更なし）
（附則） 本約款は、2024 年 10 月 1 日（火）から施行します。	（附則） 本約款は、2025 年 8 月 19 日（火）14 時以降の申込かつ2025 年 8 月 26 日（火）以降の利用開始分から適用します。
別表1　省略（変更なし）	別表1　省略（変更なし）
別紙　省略（変更なし）	別紙　省略（変更なし）